

# 石岡市後援名義の使用承認に関するガイドライン

このガイドラインは、石岡市の後援名義の使用を希望する団体が、「石岡市後援名義の使用承認に関する要綱」に基づき承認基準等を確認し、円滑に手続きを進めるための手引きです。

## 1 後援名義とは

「後援」とは、市が事業の趣旨に賛同し、その開催を奨励する意を表すものです。市が事業の企画・運営に参画したり、経費を負担したりするものではありません。

### 【後援の対象団体の例】

※団体:共通の目的を持つ2人以上の集団であり、法人格の有無を問いません。

- ・官公庁(例:国、地方公共団体、独立行政法人等)
- ・非営利法人(例:一般社団法人、一般財団法人、公益法人、NPO 法人、社会福祉法人、学校法人等)
- ・営利団体(例:株式会社などの一般企業等)
- ・地域の活動組織(例:町内会、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA 等)
- ・ボランティア団体(例:非営利の市民活動団体等)
- ・文化・スポーツ団体(例:地域のスポーツクラブ、文化サークル等)
- ・専門家組織(例:医師会、税理士会、弁護士会等)
- ・報道機関(例:新聞社、テレビ局、ラジオ局等)
- ・実行委員会

## 2 承認の基準

### (1)公共性:

- ・誰でも参加できる。(特定の会員、特定の団体だけに該当されていない。)
- ・公平・中立である(特定の個人の利益や、特定の企業の宣伝・営利活動に偏っていない。)

(2)公益性:社会全体の利益になる。社会課題の解決(教育、芸術、文化及びスポーツの振興、福祉向上、環境保護、防災意識の向上、地域振興)など、社会全体にとって有益な目的を持っていること。

(3)非営利性:営利又は商業宣伝を目的としないこと。参加費等は事業経費の範囲内であること。

(4)非政治・非宗教:政治的活動や宗教的活動、勧誘活動や特定の政治団体若しくは宗教団体に反対することを目的としないこと。

(5)法令遵守:法令及び公序良俗に反しないこと。暴力的組織の利益にならないこと。

(6)事業遂行能力:事業の実現性があり、その能力を有していること。

(7)安全対策:災害防止及び公衆衛生について、十分な設備及び措置が講じられていること。

(8)非特定性:特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないこと。特定の団体の宣伝又は売名を目的とするものではないこと。

## 3 公共的・公益的事業とは

石岡市が後援名義を承認する事業は、「公共性及び公益性」を有している必要があります。

これは、誰でも公平に参加でき(公共性)、かつ市が応援することで社会の利益(公益性)となる事業です。

(1) 公共性・公益性がある事業(承認対象の例)

分野	事業の具体例	承認されるポイント
文化・芸術	市民音楽祭、公募美術展、伝統芸能の定期公演	鑑賞・参加の機会を市民に広く提供している
スポーツ	市民マラソン大会、初心者向けスポーツ教室	体力向上や地域コミュニティの活性化に寄与する
教育・学術	公開講演会、科学実験ワークショップ、読書感想文コンクール	生涯学習を支援し、知識の普及に貢献する
福祉・健康	障がい者作品展示販売会、健康チェックイベント	社会福祉の増進や健康維持に具体的メリットがある
環境・安全	地域一斉清掃、防災備蓄啓発セミナー	安全で住み良い街づくりに直結する
地域振興	商店街の歴史まつり、地産地消マルシェ	地域経済の活性化や郷土愛の醸成につながる

(2) 公共性・公益性がない事業(承認されない例) ※要綱第3条関連

除外理由	事業の具体例	承認されないポイント
営利目的	企業の新製品展示販売会、高額な参加費を徴収するセミナー	特定の企業や個人の利益追求が主目的である
対象の限定	同窓会、会員限定の親睦ゴルフコンペ	参加者が特定の範囲に限られ、一般市民に開かれていない
政治的・宗教的	政党の演説会、特定の宗教の布教・儀式	行政の中立性を損なう恐れがある
不適切な内容	公序良俗に反する興行、射幸心を煽るイベント	市の教育・文化的な品位を損なう恐れがある
安全性の欠如	危険な競技、事故対策や保険加入がない催し	万が一の際の責任体制や安全管理が不十分である
売名・宣伝	特定の政治家や候補者を応援する集い	特定の個人の活動を公的に支援する形になる

## 4 申請手続きと必要書類

後援名義の使用承認を受けようとする主催者は、原則として事業開始の1箇月前までに、以下の書類を提出してください(要綱第6条第1項)。

後援名義使用承認(変更)申請書(様式第1号)

**【申請書に添付する資料】**

- (1) 後援名義申請者チェックリスト(別紙1)
- (2) 主催者に関する資料

- ・会則など団体の概要が分かるもの(法人であれば定款等)

### (3) 事業関係者名簿

- ・役員名簿または委員等名簿
- ・出展者等、主催団体以外の協力団体がいる場合には出展者リスト等

### (4) 事業計画書

- ・事業概要が分かるもの(開催要綱など)

### (5) 収支予算書

- ・事業を実施するにあたり支出がある場合は提出してください。
- ※支出がない場合は、提出の必要はありません。

### (6) 完納証明書

- ・株式会社等の営利法人は、市の完納証明書を提出してください。

### (7) ポスター・パンフレット・チラシ

- ・デザイン案
- ・作成する場合は必須(作成後追加提出も可)
- ※ホームページ、SNSへ掲載する場合は、「後援名義申請者チェックリスト」(別紙1)に記入してください。

### (8) 事業遂行能力の確認資料

- ・団体の活動実績の分かる資料

### (9) その他

- ・事業実施主体や事業内容等について必要と判断した資料(例:会社の履歴事項全部証明書、団体の前年度決算書等)
- ・市長が必要と認める資料

## 5 申請時に確認する内容

### (1) 飲食を伴う事業

確認:保健衛生に関する措置が講じられていますか

### (2) 緊急時の対応

確認1:災害防止に関する措置が講じられていますか ※実施事項を事業計画書等に記載

確認2:事故の防止等の措置を事前・当日に行っていますか

### (3) 環境・騒音対策

確認1:騒音・悪臭等で近隣への影響はありませんか(または事前に説明をしていますか)

確認2:安全管理(渋滞対策、警備員の配置)は、十分に検討していますか

## 6 後援名義使用承認の審査

「後援名義使用承認審査表」(別紙2)により秘書広聴課が審査します。

審査にあたっては、提出された資料や当該申請者の過去の実績や同様の事業の活動内容等を踏まえて、総合的に判断します。

また、審査の公平性と専門性を確保するための更なる審査が必要と判断した場合は、「後援名義使用承認確認表(関連部署の意見)」(別紙3)により事業の関連部署に意見照会し、それを参考に承認の可否判断を行います。

## 7 事業内容の変更

主催者の変更や事業内容を変更するときは、事業実施10日前までに後援名義使用承認(変更)申請書(様式第1号)を速やかに提出し、承認を得てください。

## 8 後援の承認決定の取り消し

後援名義の承認後、申請内容に虚偽が判明した場合や、事業の実施・運営方法が要綱の基準に違反した場合は承認を取り消すことがあります。また、事業実施後であっても遡って後援承認を取り消すことがあります。

※特に、要綱第8条第1項の取消事由に複数該当する場合は、重大な違反と判断し、原則として承認決定の取消し及び以後の後援の承認をしないものとします。

### 【例】

要綱第8条各号に定める取消事由(例:虚偽申請、法令違反、公共性の喪失、条件違反など)のうち、複数の項目に該当する状況が発生した場合、後援名義の承認は取り消しとなります。

#### 事例1:虚偽の申請と営利目的の複合

当初の申請書類で「入場無料」と記載していたが、実際には参加費を徴収していた(虚偽申請に該当)。さらに、その徴収した参加費が事業の運営経費を大幅に上回り、主に営利を目的としていると判断された(営利目的に該当)。

#### 事例2:事業内容の変更と法令違反

承認された事業内容を市の許可なく大幅に変更し、変更後の内容が公序良俗に反するものであった(条件違反、公益性の喪失に該当)。加えて、事業の実施において関連する法令(例:施設の利用規則、著作権法など)に違反する行為が確認された(法令違反に該当)。

### (留意事項)

取消事由に該当するか否かは、提出された書類や事業実施中の状況に基づき、総合的に判断します。

承認が取り消された場合、申請者は直ちに後援名義の使用を中止するとともに、ポスターやパンフレット、SNS等から名義を削除し、既に印刷済みの場合は、速やかに訂正または配布停止の対応をすること。

## 9 事業終了後の報告

事業終了後1箇月以内に、以下の書類を提出してください(要綱第9条)。

秘書広聴課では提出された以下の資料について、「後援事業実施後審査表」(別紙4)により適切に事業を実施していたか審査し、次回以降の後援名義使用承認の可否判断を行います。

- (1)後援事業(変更)実施報告書(様式第4号)
- (2)後援事業収支決算書(様式第5号)
- (3)名義使用したポスター、チラシ等
- (4)実施状況写真

## 10 お問い合わせ窓口

石岡市市長公室秘書広聴課 電話0299-23-1111(代)